

航海用レーダーの新性能基準に関する事項

改正規則

安全設備規則
(日本籍船舶用)

改正理由

IMO 第 79 回海上安全委員会 (MSC79) において、決議 MSC.192(79)が採択され、2008 年 7 月 1 日以降に船舶に搭載される航海用レーダーは、新しい性能基準に適合しなければならないこととなった。

今般、決議 MSC.192(79)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

航海用レーダーの性能基準を改めた。主な改正内容は次のとおり。

- (1) 船舶の大きさ及び種類に応じたレーダーの性能要件を定めた。
- (2) レーダーの物標検出性能に関する要件を改めた。
- (3) 物標の距離及び方位等の測定の基準位置を、アンテナの設置位置から共通基準位置 (CCRP) に改めた。
- (4) 船舶自動識別装置 (AIS) からの情報の表示に関する要件を定めた。